

総務常任委員会記録

令和6年12月16日（月）於 第1委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前11時18分

○出席委員（7名）

10番 成田 大介 委員 16番 木村 隆洋 委員 17番 千葉 浩規 委員
19番 外崎 勝康 委員 24番 三上 秋雄 委員 25番 佐藤 哲 委員
27番 清野 一榮 委員

○出席理事者（8名）

総務部長	堀川 慎一	契約課長	成田 政嗣
公園緑地課主幹	関 剣太郎	建設部長	木村 和彦
道路維持課長	柴田 義博	人事課長	福士 太郎
財務部長	奈良 道明	収納課長	中田 和人

○出席事務局職員（2名）

局 長 西谷 慎吾 書記 附田 準悦

【午前10時00分 開会】

○委員長（佐藤 哲委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案7件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付いたしました議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議案第98号 工事請負契約の締結について（令和6年度弘前城天守基礎耐震補強工事）

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第98号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。

議案第98号につきまして、参考資料として、工事概要及び図面のほか、随意契約見積執行書をお配りしております。

それでは、議案第98号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、弘前城天守の内部を公開するための条件である重要文化財（建造物）耐震診断指針

の安全確保水準を満たすため、天守基礎部分の耐震化を図るものであります。

工事名称は令和6年度弘前城天守基礎耐震補強工事で、工事場所は弘前市大字下白銀町1番地1であります。

工事の概要は、現在施工中の本丸石垣東面(南側)積直し工事に含まれる天守台石垣の裏込石と盛土部分にくい工事を行うほか、その上に耐圧盤を設置するもので、契約金額は7億1500万円、契約の相手方は大林・南・嶽開発特定建設工事共同企業体、工事期間を令和8年8月25日として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

○委員長(佐藤 哲委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番(千葉浩規委員) よろしくをお願いします。

まず、契約の相手方——大林・南・嶽開発特定建設工事共同企業体の概要について。

二つ目は、随意契約となった経緯。

三つ目は基本的なことなのですが、条例第2条の規定。

あと、この資料によると、見積書記載金額が、4回目で決定しているとか、予定価格と落札額の差が約290万円ということなのですが、今回の契約金額についての妥当性について伺います。

あとは、落札率が約99.6%ということですが、この落札率の評価について答弁をお願いします。

あと、この工事については、石垣積み直し工事とライナープレート工事、そして今回提案されている場所打ちぐい4本と耐圧盤設置の工事を一体で行う工事だというふうに伺っていたところですが、今回の提案では石垣積み直し工事とライナープレート工事の提案がなく、今回は場所打ちぐい4本と耐圧盤設置の工事の提案というふうになっています。こうした提案になった経緯について答弁をお願いします。

○契約課長(成田政嗣) それでは、契約の相手方の概要について説明します。

契約の相手方である大林・南・嶽開発特定建設工事共同企業体につきましては、代表者が株式会社大林組東北支店、構成員が株式会社南建設、嶽開発株式会社とする共同企業体であり、出資割合は、株式会社大林組東北支店が55%、株式会社南建設が25%、嶽開発株式会社が20%であります。

次に、随意契約となった経緯についてです。

本工事の施工場所で現在施工中の本丸石垣東面(南側)積直し工事と同時並行での作業を要する工程があるため、全体を把握し一元化した指示系統とすることで混雑した現場内においても円滑かつ効率的な施工が可能であること、また不測の事態が発生した場合でも、同一事業者に施工させることにより責任の所在が明確となり速やかな対応が可能となることから、同工事の施工業者である大林・南・嶽開発特定建設工事共同企業体と随意契約したものであります。

次に、条例第2条の規定についてです。

弘前市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条で議会の議決に付さなければならない契約は予定価格1億5000万円以上の工事または製造の請負とすると定められていることから、本議案を締結したものであります。

次に、金額の妥当性と落札率の評価について、まとめて説明したいと思います。

見積回数が4回になったこと、及び予定価格と契約額に差額が出たことにつきましては、予定価格の作成に当たっては公表されている単価を使用しており、予定価格に近い見積書の提出

を行ったものと考えております。

市の予定価格と業者希望額が一致しておりませんでした。業者の企業努力により、4回目の提出により落札に至ったものであり、妥当だと考えております。

○公園緑地課主幹（関剣太郎） 私のほうからは、経緯について説明いたします。時系列順にお答えします。

まず、現在実施中の石垣積み直し工事は、令和4年第4回定例会において契約締結に関する議案を審議いただき、令和4年12月21日に着手しております。

その後、天守基礎耐震補強の実施設計が完了し、ライナープレートと場所打ちぐい、耐圧盤設置を一体で行う内容で天守基礎耐震補強工事を発注しましたが、令和5年7月28日に執行した見積合わせが12回で不調になり、工程の見直しが必要となったものです。

その結果、石垣積み直しと並行作業が必要となるライナープレートの一部を設置する天守基礎深礎山留め工事——お配りしている図面のグレーの部分になります。設計額2264万円を発注することで石垣積み直し工事を予定どおり令和6年度末で完了させ、残りのライナープレートとぐい本体の工事についても継続して作業ができるよう、本定例会での提案となったものです。

○17番（千葉浩規委員） 12回の見積合わせで不調になったということですが、その理由について答弁をお願いします。

○公園緑地課主幹（関剣太郎） 当該工事は、天守の基礎を耐震化するために、天守台下に4本のぐいを設置するものですが、重要文化財となっている現存天守では国内初の事例となるから、市が提示した設計条件に加え、業者側が独自に検討した工種や条件を含めて積算したことにより大幅な乖離が生じ、12回の見積合わせでも予定価格に達しなかったものと考えられます。

○17番（千葉浩規委員） 結果的には、天守基礎耐震化工事が議会の議決を経ることなく随意契約で、もう既に工事が進んでいるというふうな状況になっているのですけれども、このことをどのように評価しているのかということと、あと今後のスケジュールについて答弁をお願いします。

○公園緑地課主幹（関剣太郎） 分割した天守基礎深礎山留め工事は随意契約しておりますが、今回設置する山留めは地盤とぐいの間に空間を設けることを目的として設置するものであり、完成形になってもぐいと接することはなく、耐震補強の構造にも含まれておりませんので、天守基礎の耐震化工事に関しては本工事からとなります。

○契約課長（成田政嗣） 今後のスケジュールについてです。

本議案が可決された場合は、相手方への通知をもって工事期間を令和8年8月25日とした本契約が成立することになり、工程に基づいた施工が開始されることとなります。

○16番（木村隆洋委員） ちょっと全体の話をお伺いしたくて。

弘前城天守の石垣の積み直しは大分前からやっていて、この途中で熊本地震とかが起きて、熊本城の件があって、文化財に対して4本のぐいを打たなければいけないということで、プラスの工事、当初の予定になかったプラスの工事を国からの指導でやらなければいけないというのが今、4本のぐいの部分も今回かかっているのですけれども、全体のスケジュール感の中で、石垣の積み直しで、天守があるところが最後に戻ってくる、この全体のスケジュール感は現状、どういう見込みで描いているのでしょうか。

○公園緑地課主幹（関剣太郎） 現状では、石垣積み直し工事は今年度末で予定どおり終わる予定です。天守基礎のほうは令和8年8月末を完成と見込んでおりまして、天守引き戻しについては耐震補強が終わりましたら、令和8年8月以降に、この年度内で終わる予定としておりま

す。

○19番（外崎勝康委員） 私は1点だけお聞きしたいのですけれども、耐震補強断面図というものもありますけれども、この工程フローみたいなものを簡単にお話しいただければと。期間も含めて、どの期間でどういった工程をやっていくのかをお聞きしたいと思います。

○公園緑地課主幹（関剣太郎） まず、ライナープレートの残りのほうを、下部のほうを設置しまして、その後、上のほうに掘削する機械を設置しまして掘削していきます。その後、掘削が終わりましたら鉄筋籠を入れて……（「期間も入れて。どのくらいかかりそうだとか、大体でいいので」と呼ぶ者あり）はい。まず、くい設置に関しては令和7年度中に全て終わるということで、ちょっと細かい工程はあれなのですけれども、令和7年度中に完成するということが今計画しているところです。掘削が終わりましたら鉄筋籠を中に入れてまして、コンクリートの打設に入ります。ここまでが令和7年度中の作業となりまして、令和8年度に入りまして耐圧盤、上のほうの天守が直接乗る土台の部分になりますが、令和8年のさくらまつり終了後から……（「図面があるので図面に基づいて、もうちょっと分かりやすく説明してもらえれば。ごめんなさい、何回も」と呼ぶ者あり）はい。

そうすれば、まず2枚目の白黒のほうの図面で説明いたします。

まず、先ほど説明しました掘削の作業が終わりましたら、この網目状になっているものが鉄筋籠になります。左側のほうのくいで、これが鉄筋になりまして、これが鉄筋を組んだものになります。これを上から落としていって、まず設置いたします。その後、上からコンクリートを流し込んでいきまして、上まで達した後に次のくいということで、その順番で4本設置することになります。こちらが令和7年度中に行う工事になります。

続きまして、3枚目のカラーの図面のほうになります。

こちらが一番上の、天守が乗る部分になるのですけれども、こちらのほうを陸上のほうで製作しまして、その後、完成しましたらジャッキで下ろしてくいのほうに乗せるという作業になります。ここまでの、令和8年8月末までには終わるという予定で現在スケジュールを組んでおります。（「分かりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第99号 動産の取得について（除雪ドーザ11トン級）

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第99号動産の取得についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。

除雪ドーザ11トン級の取得に係る議案第99号につきまして、買入れする除雪ドーザのパンフレットと入札一覧表をお配りしております。

それでは、議案第99号動産の取得について御説明申し上げます。

取得する動産の種類及び数量は除雪ドーザ11トン級1台で、取得の方法は買入れであります。

取得の目的は、道路維持課の既存の除雪ドーザ14トン級が老朽化したことに伴い更新するものであります。

買入れする除雪ドーザ11トン級はキャタピラー製のホイールローダ920で、ディーゼルエンジン搭載、エンジン定格出力が88キロワット、契約金額は1965万1500円、契約の相手方は日本キャタピラー合同会社弘前営業所であります。

以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） よろしく申し上げます。

老朽化したということですが、具体的な現状について答弁をお願いします。

あと、14トン級から11トン級に変更ということですが、その理由について答弁をお願いします。

あと、指名業者の資格について答弁をお願いします。

あと、今回は3者が参加したということですが、その評価について答弁をお願いします。

○道路維持課長（柴田義博） まず、現状についてお答えいたします。

現状につきましてですが、更新の対象となる除雪ドーザ14トン級につきましては、標準使用年数14年に対しまして、購入から22年経過しております。市が所有する除雪ドーザの中では一番古く、走行距離が3万8671キロと所有する除雪ドーザうち2番目に走行距離も長く老朽化が著しい状況であることから更新することとしたものでございます。

次に、今回、14トン級から11トン級に変更となりますが、市では、除雪ドーザにつきまして8トン級、11トン級、14トン級を所有しております。作業箇所の道路幅や作業内容なども考慮した能力の車両配置をしているところでございます。市の直営による一般除雪路線につきましては、生活道路が約8割強を占めております。今回の更新に当たり、幹線の道路はもとより生活道路においても作業効率や機動力を発揮できるため、11トン級へ更新するものであります。

○契約課長（成田政嗣） 次に、指名業者の資格についてです。

除雪ドーザを販売するために特別な資格は必要としないことから、市の競争入札参加資格者名簿に登録されている県内業者のうち、特殊車両の項目に登録がある全24者を指名したものであります。

次に、3者が参加したことへの評価についてです。

物品役務有資格者名簿の特殊車両の項目に登録のある全業者を対象に行った取扱調査にて5者から取扱いがある旨の回答があり、実際の入札でも3者が参加したことから競争性があるものと考えております。

○17番（千葉浩規委員） 最高額と比較すると約143万円の差がありましたけれども、価格とし

ては妥当なのかどうか。

あと、日本キャタピラー合同会社弘前営業所の概要について答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 価格の妥当性についてです。

最高額と落札額との差額については、発注課において購入するドーザに必要な能力、装備等を仕様書で定め、入札参加者は自社が取扱可能な製品で入札に参加したものであり、メーカーからの仕入れ値は必ずしも同額でないものと推測され、また各入札参加者の必要経費等も異なることから、入札金額に差が生じたものと捉えております。

市では、入札を行うに当たって取扱業者から参考見積書を徴取し、発注課において見積内容をしっかりと精査し、契約課において適正な予定価格を定め入札を執行することとしております。

本契約についても、適正に予定価格を定めて入札を行い、入札参加者は参考見積価格から企業努力によってさらに低い金額で入札したものであり、入札額が予算の範囲内かつ予定価格の範囲内であることから妥当な金額だと捉えております。

次に、日本キャタピラー合同会社弘前営業所の概要についてです。

契約の相手方の日本キャタピラー合同会社弘前営業所は、米国キャタピラー社100%出資による直営販売店であります。また、本社の所在地は東京都であり、県内にある支店・営業所は、弘前市内の神田五丁目に所在する弘前営業所のほか、青森・八戸・むつ市内に各1か所で、合計4か所でございます。

○17番（千葉浩規委員） そして、今後のスケジュールについて。

あと、老朽化した現在の除雪ドーザの扱いはどうなるのかと。

あと、3番目は、昨年12月にもやはり除雪ドーザ11トン級の取得が議案となって、私が経験した中では今回で2回目なのですけれども、そういう意味で現在の市道路維持課が所有するドーザの現状というのはどのようになっているのか、答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、今後のスケジュールについてです。

議会の承認が得られた場合は相手方への通知を行い、その通知をもって本契約が成立することとなります。納期は、令和7年10月31日としております。

○道路維持課長（柴田義博） 老朽化した現在の除雪ドーザの扱いについてお答えします。

更新の対象となった現在の除雪ドーザにつきましては、車検の有効期限や機械の状態を見ながら廃止または市内部での保管換えを検討していく予定でございます。

いずれにしましても、老朽化しておりますので、最終的には不用品として売却または処分をするということになります。

続きまして、昨年12月にも除雪ドーザを取得しておりまして、市道路維持課が所有している除雪ドーザの状況についてお答えいたします。

現在所有しています除雪ドーザの状況ですが、除雪ドーザは3種類ございまして、8トン級が1台、11トン級が6台、14トン級が5台、合計12台所有しております。

昨年度、今年度と更新してまいりましたが、今後も使用年数、走行距離、車両の状態に応じまして、有利な財源を活用しながら購入していく予定であります。

○24番（三上秋雄委員） ちょっとお聞きしますが、今、ドーザの台数を聞いたわけですが、現在、道路維持課が除雪ということで出動するというのは、どういう場合に、路線があつていくのか、それとも、やりましょうといえれば失礼だけれども、ちょっと不備があつたときとどっちのほうがメインになりますか。

○道路維持課長（柴田義博） 弘前市の除雪の機械を使う場合は、まず市の直営隊が利用します。市の直営隊は、道路維持課にいる職員、また岩木地区にいる職員、相馬地区にいる職員という形でございます。岩木地区・相馬地区に関しましては一般除雪、いわゆる早朝除雪の際にこういった、先ほどもお話しした除雪ドーザを使って早朝の除雪をするということになります。

また、道路維持課にいる職員も、例えば緊急的に降ってきた部分、そういったものでやる部分、あるいは拡幅除雪とかそういったもので除雪ドーザも使うと。岩木・相馬地区も、除雪ドーザを使うのも拡幅、運搬排雪にも使いますが、そういったいろいろな作業を今回の除雪ドーザで利用するということになります。

○24番（三上秋雄委員） 今説明を受けましたけれども、今の道路は結構、農道とか、そういうところは幅が広いということで、懸念しているのは、14トンから11トンになったということで、除雪する機械の能力からいって、道路の実情に合っているのか。

何でこういうことを言うかという、やっぱり真ん中が残ったり、大きいやつなら1回で行って帰って、往復で大体除雪ができるのですけれども、道路が広くなればどうしても、機械の幅が狭くなって真ん中が残っていくとかというのがあると思うのだけれども、今の台数を見ると11トン級が主力で、それで果たして間に合っているのか。私は、やっぱりできれば大きいものも、14トン級というのか、そういうので効率のいい除雪ができればいいのかなと思うのだけれども、その点について道路維持課としてはどう考えているのか。

○道路維持課長（柴田義博） まず、除雪の仕方なのですが、基本的には、6メートルの道路とかがございますと両側をかけることになります。1回でかけるということではございません。

それと、今の11トン級と14トン級の除雪の幅でございますが、いろいろなメーカーによっても多少は違いますが、日本建設機械施工協会発行のハンドブックによりますと、標準的なものでいくと、除雪の幅なのですが、14トン級は3メートルで11トン級は2.8メートルということで20センチぐらいの差はございます。ただ、先ほどお話ししたとおり、委員がおっしゃる道路の幅をしっかりと広げるところは、往復をかけて、あるいは真ん中もかけてやるというような、いわゆる幅出し、底出しを基本にしておりますので、その辺は今の11トンでしっかりとカバーできるものと考えております。

○24番（三上秋雄委員） 道路維持課では、そういう検討をしながら機械の導入をやっていくということなのですが、今回も雪がたくさん降っているわけですが、一般除雪をやっているのを見てみると、機械が小さいのか、何が悪いのか、道路がだんだん狭くなって行って、ポールはここに立っているのだけれども、こういう感じの除雪になっているので、どうしても、すぐ道路が狭くなるとかというのが見受けられるので、少なくとも道路維持課のほうではそういうきちんとした対応を取ればいいのかと思って今聞いたわけですが、分かりました。いいです。

○16番（木村隆洋委員） すみません、ちょっと1点だけお伺いしたくて。

先ほど千葉委員の質疑の中で、今回、取扱いをしている24者に全部声がけをして、5者が取扱いをしていて3者が入札を行ったと。落札した会社が日本キャタピラー合同会社弘前営業所ということで、先ほどの説明の中でアメリカのキャタピラーが100%出資している会社の営業所だと。

今回の11トン級のドーザ自体がキャタピラー製ですよね。それを考えると、どう考えても日本キャタピラー合同会社が一番安く仕入れられるのが、もう分かり過ぎるような感じがしなくてもいいのですが、その辺の認識はどうなのか、1点だけお伺いしたいと思います。

○契約課長（成田政嗣） 今回の入札は仕様を定めて入札を行っていきまして、キャタピラー限定の車を扱っているということにしてくださいというのではないので、仕様を満たしていれば、キャタピラー製でもほかの会社のものでもいいということなので、ディーラーが有利になるということはないということになります。

○19番（外崎勝康委員） そうすると今、ドーザのメーカーですよね。主なメーカーと、当市で持っているメーカーですよね。そこをまず最初にお聞きしたいと思います。

○道路維持課長（柴田義博） 所有している除雪ドーザのメーカーについてお答えします。
メーカーですが、コマツ製が4台、TCM製が4台、カワサキ製が3台、日立製が1台の計12台でございます。

○19番（外崎勝康委員） 分かりました。では今回の日本キャタピラーのものは初めてなのですね。

それで、私が一番気になっているのがメンテナンスですね。メンテナンスも、こう分かれています問題ないものかなというのがちょっと今一番気になっていまして。維持費と申しますか、その辺だけ。どういうふうな見解を持っているのかだけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○道路維持課長（柴田義博） 現在所有していますいろいろな除雪ドーザのメンテナンスにつきましては、車両の専門的知識を有することから、購入先のメーカー、あるいはメーカー指定工場へ現在依頼しているということになりますので、先ほどお話ししたそれぞれのメーカーに依頼しているところでございます。

○19番（外崎勝康委員） メーカーによって、何と申しますか、維持費、修理費、メンテナンスというのは、価格的にどんなものなのですか、実際に使ってみて。特に差はないものか。それとも、やっぱりメーカーによって差は出てくるものか、それだけ最後にお聞きして終わります。

○道路維持課長（柴田義博） 大変申し訳ございません。ちょっとメーカーの比較はしてございません。やはり、修理とか車検とか、部分部分でその都度、機械の壊れる部分も違いますので、またその機械の具体的な年数とかによって違うので、その部分を全て、比較というのはちょっとしてございません。

○19番（外崎勝康委員） やっぱりメーカーごとに、これだけいろいろなメーカーがあると、修理が早いものもあれば、壊れやすいものとか、いろいろあると思うのですよね。だから、そこはやっぱりもうちょっと、メーカーとしてのメンテナンスとか維持費とか、そういうものをきちんと道路維持課のほうでしっかりそこは調査して、今後はそういうものも生かした上でやっていかないと、ばらついていた場合、私は非常に不安に思うのですけれども。それを意見として申し上げたいと思います。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第100号 動産の取得について（除雪ロータリ大型）

- 委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第100号動産の取得についてを審査に供します。
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。
- 総務部長（堀川慎一） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。
除雪ロータリ大型の取得に係る議案第100号につきまして、買入れする除雪ロータリのパンフレットと入札一覧表をお配りしております。
それでは、議案第100号動産の取得について御説明申し上げます。
取得する動産の種類及び数量は除雪ロータリ大型1台で、取得の方法は買入れであります。
取得の目的は、道路維持課の既存の除雪ロータリ大型が老朽化したことに伴い更新するものであります。
買入れする除雪ロータリ大型は株式会社N I C H I J O製のH T R 308 Aで、除雪幅が2.2メートル級、機関出力が261キロワット、契約金額は5995万円、契約の相手方は有限会社尾崎自動車商会であります。
以上であります。
- 委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。
- 17番（千葉浩規委員） こちらも老朽化したということですが、具体的な現状について。
あと、2者が参加したということですが、その評価について答弁をお願いします。
- 道路維持課長（柴田義博） まず、現状につきましてお答えいたします。
現状につきましてですが、更新の対象となる除雪ロータリ大型につきましては、市が所有する除雪ロータリ大型の中で一番古く、標準使用年数16年に対しまして購入から18年経過しており、走行距離が2万8545キロと所有する除雪ロータリの中で最も走行距離が長く老朽化が著しい状況であることから更新することとしたものでございます。
- 契約課長（成田政嗣） 2者が参加したことへの評価についてです。
物品役務有資格者名簿の特殊車両の項目に登録のある全業者を対象に行った取扱調査にて2者から取扱いがある旨の回答があり、実際の入札でも2者が参加していることから競争性があるものと考えております。
- 17番（千葉浩規委員） 最高額と比較すると、約100万円の差ということですが、価格としての妥当性はどうかということと、あとは有限会社尾崎自動車商会ということですが、業者の概要について答弁をお願いします。
- 契約課長（成田政嗣） まず、価格として妥当かについてです。
除雪ドーザの説明と繰り返しになりますが、最高額と落札額との差額については、発注課において購入するロータリに必要な能力、装備等を仕様書で定め、入札参加者は自社が取扱可能な製品で入札に参加したものであり、メーカーからの仕入れ値は必ずしも同額ではないものと推測され、また各入札参加者の必要経費等も異なることから入札金額に差が生じたものと捉えております。
本契約についても適正に予定価格を定めて入札を行い、入札参加者は参考見積価格から企業努力によってさらに低い金額で入札したものであり、入札額が予算の範囲内かつ予定額の範囲

内であることから妥当な金額だと捉えております。

次に、有限会社尾崎自動車商会の概要です。

契約の相手方の有限会社尾崎自動車商会は五所川原市に本店を有する法人で、主に自動車や建設用車両などの販売、自動車整備を行っており、株式会社N I C H I J Oなどの指定サービス工場となっております。

○17番（千葉浩規委員） 3回目。今後のスケジュールについて答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 今後のスケジュールについてです。

議会の承認が得られた場合は相手方への通知を行い、その通知をもって本契約が成立することになります。納期は、令和7年10月31日としております。

○24番（三上秋雄委員） 一つだけ。この耐用年数というのはどのぐらいになっているものですか。ロータリの寿命というのは。

○道路維持課長（柴田義博） 耐用年数というのが、我々でやっているのが、標準使用年数というもので考えてございまして、これは国土交通省で制定しております請負工事機械経費積算要領において標準使用年数が定められております。いわゆる一般的な維持管理の下、通常予定される機械の効率を十分発揮できる、使用できる年数ということになっております。

除雪ロータリに関しては、標準使用年数が16年になってございます。

○24番（三上秋雄委員） 毎年のように、業者のほうに整備してもらうわけですが、整備費というのはどのぐらいかかっているものか、ちょっとお聞きします。古くなれば古くなるほどかかっていくと思うのだけれども。

○道路維持課長（柴田義博） 例えば、今の除雪ロータリ大型の更新のやつですが、整備費——車検とか特定自主検査もやってございまして。そういった経費も含めると、令和5年度でいきますと約100万円、令和4年度も98万円ぐらいかかるといってございまして、やはり過去の平均も100万円ぐらいかかっているといってございまして。

○24番（三上秋雄委員） 使える目安が16年ぐらいというのだけれども、そこで弘前市の除排雪をやっている業者の機械を見ると、かなり古くなって、だから耐用年数を、使える期間というのを聞いたのだけれども、20年以上の機械を、あれは、排ガス規制とかはちゃんと調べているものですか。車検を通っているから当然、そういうのは引っかからないと思うのだけれども。壊れてしまうような機械で排雪しているわけですね。

市では年に1回、メンテナンスとかは十分やっているから、普通の業者よりは長もちするというのは当たり前の話で、一般除雪をしている人たちとのあれというのは、道路維持課のほうではちゃんと調べているものですか。

最近、除雪屋、除雪をやってもらっている人たちはリースで借受けするのだと。リースで借受けして、機械は見たことがないと。そういうのがあるみたいですので、そういう機械のあれをちゃんと調べながら指名業者にしているのかというのもひとつ、気になりますので、ついでですので、そこを聞いて終わります。

○道路維持課長（柴田義博） 市の除雪業者側の機械でございまして、購入している場合とリースの場合がございまして。これは、市のほうではどちらでもよいということで入札参加の際、そういった形を取らせていただいております。

当然、車検とか特定自主検査というのは法的に定められておりますので、やっているものでございまして、では実際、何年たっているのかとかそこまでは、こちらのほうではちょっと把握していないという状況でございまして。

○27番（清野一榮委員） 課長は記憶があるかどうか分からないけれども、相馬ではロータリ専用車でなく、ドーザにつける、いわゆるロータリを要望して導入しているわけだ。我々相馬の小さな市道だと本当に、小回りも利くし、すごく効率がいいというふうなことで、要望でそれを入れてもらったのだけれども、今、市の考え方として、いわゆる専用車でなければ駄目なのか、あるいはドーザにつけた、そういう物の考え方はどういうふうになっているのか。主力とすれば専用車だろうけれども、狭い市道にはすごく重宝するのだよ。あれぐらいいいのはないのだ、本当に。その認識を少し聞いてみたいなというふうな思いで。どごさでも入っていぐにいいし。

○道路維持課長（柴田義博） 基本的には、やはり除雪ドーザはドーザ、ロータリはロータリということでそれぞれの機械を市のほうで購入しながら、乗換えしながら作業をしています。

特に、相馬地区に関しては道路の狭い箇所がございまして、これは旧相馬村時代から、除雪をする際に、いわゆる普通のドーザだけではなくてロータリも活用しながらやってきたということでこれまでもやってきておりますので、その部分はこれからも、やはり市民生活に支障にならないように除雪をしていきたいというふうに考えております。

○27番（清野一榮委員） 市内の業者でも、ああいう仕様のものが欲しいと言っている業者もいるのですよ、やっぱり細い路線を排雪する場合は。そういう考え方ですけれども、そういうふうな要望があればまた応えていくようにしていただければなというふうに思っていますのでよろしくをお願いします。

○10番（成田大介委員） 一つ聞きたいのですけれども、今、耐用年数の16年が過ぎればというようなところだったのですけれども、私がいろいろ値段を調べてみれば、令和3年あたりに買っていけば、ほかの自治体だと入札落札価格が大体4950万円ぐらいで落としているのですよ。そして、令和4年度から今の適正価格になって、他の自治体でも大体5400万円前後で落札しているというようなところで、今の買換えが適正だったのかということと、あと、大型の除雪機も含めて、私は分からなくてちょっと聞くのですけれども、修理というのはそれぞれのメーカーに出すものなのか、どこか修理工場というのは一本化というか、何か所かに分けてやっているものなのかお聞かせください。

○契約課長（成田政嗣） 金額のほうは、やはり最近であると材料費とか人件費とかが高騰している状況があるので、最近購入するものは高いものになるという傾向は出ております。

○道路維持課長（柴田義博） 車両の修繕とかメンテナンスにつきましては、やはり車両の専門的知識を有する購入先のメーカー、あるいはメーカー指定の工場のほうに随意契約で依頼しているということです。

○10番（成田大介委員） それはもうそれぞれのメーカーの取扱店にということなのですか。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）分かりました。

○19番（外崎勝康委員） ロータリ車の最大積載量とありますけれども、今は何種類あって、何が何台ぐらいあるのか、それだけちょっとお聞きします。

○道路維持課長（柴田義博） 市で所有しています除雪ロータリなのですが、小型が4台……（「小型はどのぐらいなのですか」と呼ぶ者あり）小型というのは……まず先に台数を述べさせていただきます、すみません。小型が4台、大型が6台ということで持っております。

すみません、今ちょっと手持ちがないので、規格がないので後ほどお渡ししたいと思います。基本的には、小型は歩道除雪とか生活道路の除排雪を実施するというような幅になっております。

- 19番（外崎勝康委員） 小型・大型というのは幅が一緒なのですか。例えば、メーカーによって幅がちょっと違うとか、その辺も後でもらえれば。
- 道路維持課長（柴田義博） 先ほど言ったとおり、大型は歩道には入れない、大きい幅になっております。歩道除雪をするのに、機械でやる幅になりますので、歩道でも大体3メートルぐらいとかの幅に入れる機械になってきます。実際にどのぐらいの規模かというのは、後ほどお渡ししたいと思います。（「分かりました」と呼ぶ者あり）
- 委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。
本案に対し、御意見ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第114号 弘前市職員給与条例及び弘前市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

- 委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第114号弘前市職員給与条例及び弘前市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。
- 総務部長（堀川慎一） 議案第114号弘前市職員給与条例及び弘前市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。
本議案は、令和6年度における一般職の国家公務員の給与改定に準じ、あわせて地域における民間事業の従事者の給与等の状況を勘案し、一般職の職員の基本給月額を改定するなど、所要の改正をしようとするものであります。
それでは、改正の内容について御説明申し上げますので、お手元の資料の1ページ目を御覧くださるようお願いいたします。
（1）は、一般職の職員に支給する期末手当を0.05月分、勤勉手当を0.1月分引き上げようとするものであります。
今年度は、12月分の期末手当を0.05月分、勤勉手当を0.1月分引き上げ、来年度以降は6月と12月を均等に、期末手当については0.025月分、勤勉手当については0.05月分引き上げとするものであります。
（2）は、再任用職員に支給する期末手当を0.025月分、勤勉手当を0.075月分引き上げようとするものであります。

今年度は、12月分の期末手当を0.025月分、勤勉手当を0.075月分引き上げ、来年度以降は6月と12月を均等に、期末手当については0.0125月分、勤勉手当については0.0375月分引き上げとするものであります。

お手元の資料の2ページ目を御覧くださいようお願いいたします。

(3)は、特定任期付職員に支給する今年度12月分の期末手当を0.15月分引き上げるものであります。

なお、令和7年度から、特定任期付職員に対する賞与制度が期末手当に加え勤勉手当を支給する形に再編される予定であることから、(1)(2)のような令和7年度分に係る期末手当の支給月数の改正は今回行わないものであります。

当該再編に係る条例改正につきましては、令和7年第1回定例会への提出を予定しております。

(4)は、職員に支給する寒冷地手当の支給額を今年度から、扶養親族のある世帯主である職員については月額2,000円、扶養親族のない世帯主である職員については月額1,200円、その他の職員については月額840円を引き上げようとするものであります。

そのほか、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、基本給表について、主に若年層の職員に特に重点を置いて3.0%程度、本年4月に遡って引き上げようとするものであります。

以上でございます。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 一般職の国家公務員の給与改定や県の人事院勧告の内容も含めて、これまでの経緯について答弁をお願いします。

あと、今回の改定の内容と特徴について答弁をお願いします。

三つ目として、今回の改定の対象について答弁をお願いします。

○人事課長（福士太郎） お答えいたします。まず一つ目、給与改定の内容と経緯についてお答えいたします。

国家公務員の給与改定につきましては、本年8月の人事院勧告におきまして、民間企業における初任給の動向や公務における人材確保が喫緊の課題であることなどを踏まえまして、俸給月額につきましては、初任給をはじめ若年層に重点を置き、全体の平均としては3%の上げを、また期末・勤勉手当、いわゆるボーナスにつきましては、民間企業における支給状況との均衡を図り、支給割合をそれぞれ0.05月引き上げることとし、その他、今回、寒冷地手当につきましても、民間企業における同様の手当との均衡を図り、引上げの勧告を行ったところであります。

これを受けて国においては、関連する給与法案を11月29日に閣議決定後、臨時国会へ法案を提出し、先週12月12日の衆議院の本会議で可決されております。現在、参議院において審査中となっております。

続いて、青森県人事委員会におきましては、月例給及び寒冷地手当については国の人事院勧告と同様の内容で、また期末・勤勉手当の支給割合については県内の民間企業の支給状況などを踏まえまして、期末手当については0.05月、勤勉手当については0.10月引き上げるとの内容の勧告を行っております。

これを受けて県のほうでは、11月22日に給与条例の改正案を県議会へ提出し、12月9日に可決されております。

次に、二つ目、今回の改定内容の特徴についてですけれども、今回の内容といたしましては、

基本給については国・県と同様に、期末・勤勉手当については県と同様に改定しようとするものであります。

特徴といたしましては、先ほど述べました公務における人材確保の困難性などを踏まえまして、初任給については、一般行政職の大卒程度で2万3800円、高卒程度で2万1400円と大幅に増額することをはじめ、おおむね30歳代後半までの若年層に特に重点を置いて、全ての職員を対象として基本給表を上げようとするものであり、約30年ぶりの高水準のベースアップとなっております。

三つ目、今回の改定の対象ということで、対象となる職員につきましては、人事院勧告でも対象となっております本市正職員、再任用職員等を対象として改定を行うものであります。また、会計年度任用職員につきましても、正職員の取扱いに準じて同様に改定を行うこととしております。

○17番（千葉浩規委員） 今回の改定について、物価高騰に追いつく改定になっているのかどうかということで、今回の改定の全体的な評価について答弁をお願いします。

○人事課長（福士太郎） 物価高騰に追いつくか、全体の評価ということでお答えいたします。

職員の給与につきましては、地方公務員法に規定されております給与決定の原則により生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、あとは民間事業従事者の給与、その他の事情を考慮して定めることとされておまして、今回、県人事委員会においても、総務省統計局による本年4月の消費者物価指数が昨年4月に比べて青森市で3%上昇していることや、青森市の標準生計費など地域の実情も踏まえた上で勧告を実施したものと認識しております、県のほうでは。

本市におきましても、県の勧告に準じ同様の改定を行っておりますが、本改定の内容が物価高騰に追いついているかどうかということについては、職員個々の消費活動はそれぞれの家計や家庭事情などにより様々異なることから、一概に評価というのはなかなか難しいものと考えております。

○17番（千葉浩規委員） 最後に、支給に向けての今後のスケジュールについて答弁をお願いします。

○人事課長（福士太郎） 今後のスケジュールですけれども、いわゆる給与改定に係る差額の支給に向けてのスケジュールにつきましては、本議会において改正条例案と、あと明日の補正予算のほうが決された後に、速やかに事務処理を進めて、12月26日に支給する予定で考えております。

○16番（木村隆洋委員） 手続上のことをちょっとお伺いしたくて、今、千葉委員の質疑で12月中にというスケジュール感のお話もあったのですが、この後の第112号、第113号も絡んで、今、補正予算の話もあって、現段階でこの第114号がまだ議会の中で承認を得ていない状況でありますよね。

一方で、第106号の補正予算で、既に財調から9億4000万円余りを繰入れして全体の給与を上げていくという補正予算の審議も明日やるではないですか。

今の給与を上げる条例案のところはまだ可決していないにもかかわらず、既に補正予算に上がる部分が提出されているというのは、手続上はいいのですか。まず、給与改定の条例案を可決してから、決定してから、原則どおりでいけば、給与を上げる条例案が可決したので、この額が幾らになりますというので補正予算に追加提出とかという、今は何か同時並行で進んでいるのですけれども、これは手続上の瑕疵はないのですか。

○人事課長（富士太郎） 今回提案させていただいたタイミングというのが、今回が特別ということではなくて、これまでも予算と、こういった関連条例案の提出のタイミングというのは、どうしてもそういうタイミングになって処理されてきた経緯はあるのですけれども、そこに瑕疵がないのかというのはちょっと今、財政のほうもあれなので、なかなかあれですけれども、例えば、今までであれば国の決定を受けて、関連のものをこのような形でという形にはしていました。

実際の予算計上のテクニックというか、そのところについてはちょっと今、私のほうからというのはなかなか難しいのですけれども、今回が特別ということではないです。

○16番（木村隆洋委員） 今のことを特別問題視しているわけではなくて、これまでも何となく、今、課長からもお話があって、予算と条例改正案とが同時に出ていて、そのまま両方を可決してというのが、今、課長のほうで御答弁がなければしていただかなくてもいいので、後で、それが全然問題ないのであればいいのですけれども、今回の件もそうですし、今までも何となく流れでやっていたような気がして、これに瑕疵がないのであれば全然いいのですけれども、何となく、やっぱりルール上でいけば、条例案を可決して、そこでやっと予算の裏づけが出てくるような形に感じざるを得ないので。

答弁がなければ別に、後で教えてもらえればというふうに思います。

○人事課長（富士太郎） 今お話があったとおり、むしろ予算の裏づけがなされてから条例案の提出ということで、今回、予算と同時に審議されているという形になりますので、議決のタイミングは最終日というか、最終的には最終日ということなので、そこで同時にというような取扱いのようです。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第112号 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正する条例案

議案第113号 弘前市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第112号弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正する条例案及び議案第113号弘前市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案の以上2件については、関連がありますので一括して審査に供します。

議案第112号及び第113号の以上2件に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第112号弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例

の一部を改正する条例案及び議案第113号弘前市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について一括して御説明申し上げます。

大変申し訳ございませんが、順序を逆に、第113号、第112号の順で御説明申し上げます。

議案第113号は、一般職の職員の給与改定に準じ、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。お手元の資料を御覧くださいようお願いいたします。

資料にありますとおり、常勤の特別職の職員に支給する期末手当を0.1月分引き上げようとするものであります。今年度は12月分を0.1月分引き上げ、来年度以降は6月と12月を均等に0.05月分引き上げようとするものであります。

次に、議案第112号弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、常勤の特別職の職員の給与改定に準じ、議会の議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容については、常勤の特別職の職員と同様となっております。

以上でございます。

○委員長（佐藤 哲委員） 議案第112号及び第113号の以上2件に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 一括して質疑します。

議員報酬27人分の増額となる総額、あと特別職4人分の増額となる総額について答弁をお願いします。

○人事課長（富士太郎） 議員報酬27人分の増の総額と、特別職4人分の増の総額ということで、議員につきましては、議長、副議長及び議員25人の合計27人分では、総額で168万9840円の増額となっております。特別職につきましては、市長、副市長、代表監査委員及び教育長の4人分では、総額で38万6400円の増額となっております。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第112号及び第113号の以上2件に対し、御意見ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 私は、議案第112号並びに議案第113号について、反対の立場で討論を行います。

従来から会派日本共産党は、特別職と議員の報酬等の増額には反対の態度を取り続けてまいりました。また、実質賃金は思うように増えず、年金はなおさら、こうした中での市民感情を配慮し、今回においても反対の態度を取らせていただき、討論とさせていただきます。

○24番（三上秋雄委員） 議案第112号、第113号に対し、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の特別職及び議員の期末手当の支給割合の改定については、理事者からの説明でも明らかなように、一般職の給与の改定状況や国・県・他市の状況を勘案して改定しようとするものであって、当市が独自に行うものではありません。

令和6年人事院勧告や青森県人事委員会勧告を踏まえ、県においては、知事などの特別職や県議会議員の期末手当について、支給割合を引き上げる条例案が可決されているところであります。

これまでも、特別職の給与及び議員の報酬のうち期末手当の支給割合については、引上げ・引

下げ、どちらの場合においても、一般職の改定状況や国・県・他市の状況を勘案の上、改定しており、今回も同様の取扱いであることから、趣旨妥当と認め、本案については賛成するものがあります。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第112号について採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐藤 哲委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第113号について採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐藤 哲委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第105号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

○委員長（佐藤 哲委員） 最後に、議案第105号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（奈良道明） 議案第105号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について御説明申し上げます。

青森県市町村総合事務組合は、市町村の事務の一部を共同処理するため、平成19年4月1日に発足した一部事務組合であります。

本件につきましては、当組合の構成団体である西北五環境整備事務組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時18分 散会】